

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和7年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和7年度の初日から令和8年3月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量 下段:協定対象外 輸入基準数量	上段:輸入数量 下段:協定対象外 輸入数量	差 分
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	101 トン	71 トン	30 トン
		101 トン	71 トン	30 トン
3	クリーム	57 トン	70 トン	超過済
		27 トン	46 トン	超過済
4	粉乳類	23,078 トン	35,298 トン	超過済
		17,616 トン	26,814 トン	超過済
5	無糖れん乳	1,358 トン	1,194 トン	164 トン
		1,357 トン	1,184 トン	173 トン
6	加糖れん乳	257 トン	178 トン	79 トン
		95 トン	39 トン	56 トン
7	ヨーグルト	17 トン	5 トン	12 トン
		17 トン	5 トン	12 トン
8	バターミルク	20 トン	19 トン	1 トン
		20 トン	18 トン	2 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	60,801 トン	52,107 トン	8,694 トン
		46,217 トン	36,105 トン	10,112 トン
10	その他の乳製品	11,357 トン	10,218 トン	1,139 トン
		4,816 トン	4,644 トン	172 トン
11	バター	17,983 トン	14,907 トン	3,076 トン
		14,523 トン	10,442 トン	4,081 トン
12	豆類	75,032 トン	66,376 トン	8,656 トン
		35,697 トン	30,967 トン	4,730 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,564,798 トン	5,519,004 トン	45,794 トン
		5,256,055 トン	5,165,563 トン	90,492 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,273,832 トン	1,097,203 トン	176,629 トン
		170,350 トン	145,451 トン	24,899 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,042,692 トン	837,327 トン	205,365 トン
		1,042,692 トン	837,327 トン	205,365 トン
15	コーンスターチ	3,699 トン	2,184 トン	1,515 トン
		3,529 トン	1,381 トン	2,148 トン
16	ばれいしょでん粉	11,772 トン	17,703 トン	超過済
		10,387 トン	13,973 トン	超過済
17	マニオカでん粉	151,213 トン	120,540 トン	30,673 トン
		149,682 トン	120,285 トン	29,397 トン
18	サゴでん粉	20,958 トン	16,084 トン	4,874 トン
		13,494 トン	16,084 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,890 トン	1,132 トン	758 トン
		1,743 トン	1,092 トン	651 トン
20	イヌリン	3,000 トン	1,813 トン	1,187 トン
		81 トン	47 トン	34 トン
21	落花生	35,920 トン	27,717 トン	8,203 トン
		21,411 トン	17,239 トン	4,172 トン
22	こんにやく芋	174 トン	63 トン	111 トン
		174 トン	63 トン	111 トン
23	ミルク調製品	9,293 トン	8,912 トン	381 トン
		2,252 トン	1,100 トン	1,152 トン
24	でん粉調製品	1,321 トン	1,398 トン	超過済
		767 トン	673 トン	94 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,520 トン	3,145 トン	1,375 トン
		1,779 トン	989 トン	790 トン
27	調製食用脂	16,803 トン	12,665 トン	4,138 トン
		2,016 トン	773 トン	1,243 トン
28	繭	1.6 トン	2.4 トン	超過済
		1.6 トン	2.4 トン	超過済
29	生糸	234 トン	122 トン	112 トン
		234 トン	122 トン	112 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・ 特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。